

日本学校安全会法案

日本学校安全会法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)	1
第二章 役員及び職員(第八条—第十五条)	2
第三章 運営審議会(第十六条—第十七条)	3
第四章 業務(第十八条—第二十条)	4
第五章 財務及び会計(第二十一条—第三十二条)	5
第六章 監督及び国の補助(第三十三条—第三十五条)	6
第七章 雑則(第三十六条—第四十二条)	7
第八章 罰則(第四十三条—第四十七条)	8
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 日本学校安全会は、学校安全の普及充実に図るとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に關して必要な給付を行い、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。	
(法人格)	
第二条 日本学校安全会(以下「安全会」という。)は、法人とする。	
(事務所)	
第三条 安全会は、主たる事務所を東京都に置く。	
2 安全会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。	
(定款)	
第四条 安全会は、定款をもつて、	

次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に關する事項
- 五 役員に關する事項
- 六 運営審議会及び運営審議会の委員に關する事項
- 七 業務及びその執行に關する事項
- 八 学校の設置者との災害共済給付契約の締結に關する事項
- 九 共済掛金に關する事項
- 十 会計に關する事項
- 2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (登記)
- 第五条 安全会は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。
- 2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- (名称使用の制限)
- 第六条 安全会でない者は、日本学校安全会という名称を用いてはならない。
- (民法の適用)
- 第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、安全会に準用する。
- 第二章 役員及び職員
- (役員)
- 第八条 安全会に、役員として、理事一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第九条 理事長は、安全会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して安全会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、安全会の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員員の兼業禁止等)

第十三条 役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の営業に關し、安全会と取引してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 安全会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が安全会を代表する。

(職員)

第十五条 安全会の職員は、理事長が任命する。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十六条 安全会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 毎事業年度の予算及び事業計画

四 その他安全会の業務に關する重要事項で、定款をもつて定める事項

4 前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に應じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができ。

(運営審議会の委員)

第十七条 運営審議会の委員は、安全会の業務の運営に關係を有する者及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条第二項及び第三項並びに第十二条第二項の規定は、運営審議会の委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十八条 安全会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学校安全(学校における安全、教育及び安全管理をいう。)の普及充実に關すること。

二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。)の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡(以下「災害」という。)につき、当該児童及び生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給(災害共済給付)をいう。以下同じ。)を行うこと。

三 前各号の事業に附帯する事業

2 安全会は、前項第二号の業務の

ほか、高等学校（専科大学の前期の課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。）及び幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）の管理下における生徒及び幼児の災害につき、災害共済給付を行うことができる。

（義務教育諸学校の災害共済給付）
第十九条 前条第一項第二号に掲げる災害共済給付は、義務教育諸学校（以下「学校」という。）の管理下における児童及び生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。

2 前項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定める。
3 安全会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の契約の締結を拒んではならない。
（共済掛金）
第二十条 共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定めるところとする。

2 安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、前項の共済掛金の額に当該契約に係る児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対して支払わなければならない。

3 前項の学校の設置者は、当該契約に係る児童又は生徒の保護者か

ら、第一項の共済掛金の額のうち

政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。
（給付金の支払の請求及びその支払）
第二十一条 災害共済給付に係る給付金の支払の請求及びその支払は、政令で定めるところにより行うものとする。

（共済掛金を支払わない場合）
第二十二条 安全会は、学校の設置者が第二十条第二項の規定により共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

第二十三条 第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは「第一項の共済掛金」と読み替えるものとする。
（業務方法書）
第二十四条 安全会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

（事業年度）
第二十五条 安全会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）
第二十六条 安全会は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）
第二十七条 安全会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
（財務諸表）
第二十八条 安全会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。
（利益及び損失の処理）
第二十九条 安全会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じ

たときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
2 安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
（一時借入金）
第三十条 安全会は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

たときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（一時借入金）
第三十条 安全会は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。
（余裕金の運用）
第三十一条 安全会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債又は地方債の取得
二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
（文部省令への委任）
第三十二条 この法律に規定するもののほか、安全会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

（監督）
第三十三条 安全会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

（報告及び検査）
第三十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、安全会に対して業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又はその職員に安全会の事務所に立入り、業務若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（国の補助）
第三十五条 国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の学校の設置者が第二十条第三項ただし書の規定により保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

2 国は、公立の学校の設置者が第二十条第三項ただし書の規定により保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六條第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

3 公立の学校の設置者は、安全会が前項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をしていないときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、政令で定める額を同項の額から控除して支払うことができる。

4 安全会は、第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払を受けているときは、政令で定めるところにより、政令で定める額を公立の学校の設置者に対して返還しなければならない。

第七章 雑則

（学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理）

第三十六条 この法律に基き学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

（損害賠償の請求権）

第三十七条 安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、給付を行つたときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒又は幼児が第三者に対し

て有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第三十八条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行われないときは、時効によつて消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

第三十九条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。（公課の禁止）

第四十条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（解散）

第四十一条 安全会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第四十二条 文部大臣は、この法律の規定により認可（第四條第二項及び附則第三條第二項の規定による認可を除く。）若しくは承認をしようとするときは、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

第八章 罰則

（取締等）

第四十三条 安全会の役員又は職員は、その職務に關してわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束し、又は不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役に処する。

2 安全会の役員又は職員であつた者は、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 安全会の役員又は職員は、その職務に關し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄）

第四十四条 前條第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（報告義務違反等）

第四十五条 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に於ては、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

（過料）

第四十六条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を

受けなかつたとき。
二 第五條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第三十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。
第四十七条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（安全会の設立）

第二條 文部大臣は、第十條第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、安全会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、安全会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定による認可を受けたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第三項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 安全会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六條 第六條の規定は、この法律の施行の日から起算して三月間は、適用しない。

第七條 安全会の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、安全会の成立の日から翌年三月三十一日までとする。

第八條 安全会の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画については、第二十六條中「事業年度開始前」とあるのは、「安全会の成立後遅滞なく」とする。（安全会に対する便宜の供与）

第九條 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所屬の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる安全会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

（文部省設置法の一部改正）

第十條 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十條の二第一号ロ中「以下同じ。」の下に「及び学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）」を加え、同条同号ハの次に次のように加える。

二 災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）の普及充実

第十條の二第二号、第三号及び第六号中「及び学校給食」を「学校安全会、学校給食及び災害共済給付」に改める。

（登録税法の一部改正）
第十一條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「日本学校安全会」を加える。

（印紙税法の一部改正）
第十二條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條六ノ九ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ四 日本学校安全会ノ日本学校安全会法第十八條第一項第二号及第二項ニ掲グル給付及第十九條第一項ニ規定スル災害共済給付契約（同法第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ関スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）
第十三條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

（地方税法の一部改正）
第十五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

理由
学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に関する業務を行はせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關して必要な給付を行はせるとともに、日本学校安全会を設立し、その組織、業務、財務及び会計等に関し定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松田国務大臣 このたび政府から提出いたしました日本学校安全会法案につきましても、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法案は、学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に関する業務を行はせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關して必要な給付を行はせるとともに、日本学校安全会を設立しようとするものであります。

義務教育諸学校等の管理下における災害事故の防止につきましては、かねてより配慮いたしてまいりましたところであり、災害も減少の傾向にありますが、なお学校の管理下において児童、生徒の不慮の災害が発生しており、これに要した医療費等は、損害賠償または社会保険の給付を受けた額を除いても、相当の額となつております。

こうした状況にかんがみ、学校安全を普及充実するとともに、義務教育諸学校等の管理下において発生した児童、生徒等の災害に關して適切な措置を講ずべきであるという決議または要望が、衆参両院の文教委員会を初め、関係各方面からなされていたためであり、また一方、相当数の県において財団法人の学校安全会が設立されるに至つたのであります。これらの学校安全会は、主として保護者の寄付によつてまかなわれていたものであります。

が、これらの学校安全会においても、相当の公費負担をもつて、法律により新しい制度が確立されることを要望してきたのであります。

政府といたしましては、かねて学校の管理下における児童、生徒の災害について実態調査をいたしますとともに、種々検討の結果、この法案を作成いたしました次第であります。

本法により設立しようとする日本学校安全会は、学校安全の普及充実に関する業務として学校安全の普及及び啓発事業を行はせるとともに、義務教育諸学校の管理下における児童、生徒の災害につき、災害共済給付を行はせようものであります。この災害共済給付は、義務教育諸学校の設置者が児童または生徒

の保護者の同意を得て安全会との間に締結する契約により行なうものとすし、共済掛金は、安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者が安全会に対して支払わなければならないものといたしております。そして学校の設置者は、当該契約にかかる児童、生徒の保護者から、共済掛金の額のうち一部を徴収する建前としておるのであります。一方国は、安全会に対して、その事務費の一部等を補助しうとしております。このようにして義務教育諸学校の管理下における児童、生徒の災害について、教育的配慮のもとに、公共的性格を持つ特殊法人たる日本学校安全会に災害共済給付を行はせるとともに、他の一つの業務である学校安全の普及充実に関する業務と相待つて、学校教育の円滑な実施に資せようとするものであります。

なお、安全会は、高等学校及び幼稚園の管理下における生徒及び幼児の災害に關しても、義務教育諸学校の場合に準じて、災害共済給付を行はせようことができることとしておりますが、ただこの場合は、共済掛金は、原則としてその全額を保護者から徴収するものといたしております。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○大平委員長 次に補足説明を聴取いたします。清水体育局長。

○清水政府委員 日本学校安全会法案についての文部大臣の趣旨説明を補足しまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に関する業務を行はせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關して必要な給付を行はせるとともに、特殊法人として日本学校安全会を設立し、その組織、業務、財務・会計、監督等に関する所要の規定を設けたものであります。

以下順次その要点を御説明申し上げます。

第一は、日本学校安全会、以下安全会といいますが、その法人格及び組織についてであります。

安全会は、法人とし、主たる事務所いわば本部を東京都に置くこととし、従たる事務所いわば支部を必要なる地に置くことができることとしていたしております。支部は、各都道府県に置く予定であり、支部における事務の処理については、安全会の職員を置くほか、附則第九條の規定により、当分の間、都道府県の教育委員会から相当の協力を得ることができるとなっております。

安全会の役員としては、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置くこととし、これらの役員は、文部大臣が任命し、その任期はいずれも二年といたしております。なお、安全会の役員及び職員は、その業務の公共的性格にかんがみ、第四十三條以下の規定により、刑法のいわゆるわいせつ罪の適用については、公務員と同一の取り扱いを受けることとしております。

次に、安全会には、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、特に所定の重要事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならないこととしていたしております。

義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關して必要な給付を行はせるとともに、特殊法人として日本学校安全会を設立し、その組織、業務、財務・会計、監督等に関する所要の規定を設けたものであります。

以下順次その要点を御説明申し上げます。

第一は、日本学校安全会、以下安全会といいますが、その法人格及び組織についてであります。

安全会は、法人とし、主たる事務所いわば本部を東京都に置くこととし、従たる事務所いわば支部を必要なる地に置くことができることとしていたしております。支部は、各都道府県に置く予定であり、支部における事務の処理については、安全会の職員を置くほか、附則第九條の規定により、当分の間、都道府県の教育委員会から相当の協力を得ることができるとなっております。

安全会の役員としては、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置くこととし、これらの役員は、文部大臣が任命し、その任期はいずれも二年といたしております。なお、安全会の役員及び職員は、その業務の公共的性格にかんがみ、第四十三條以下の規定により、刑法のいわゆるわいせつ罪の適用については、公務員と同一の取り扱いを受けることとしております。

次に、安全会には、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、特に所定の重要事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならないこととしていたしております。

この法案は、学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に関する業務を行はせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關して必要な給付を行はせるとともに、特殊法人として日本学校安全会を設立し、その組織、業務、財務・会計、監督等に関する所要の規定を設けたものであります。

以下順次その要点を御説明申し上げます。

第一は、日本学校安全会、以下安全会といいますが、その法人格及び組織についてであります。

安全会は、法人とし、主たる事務所いわば本部を東京都に置くこととし、従たる事務所いわば支部を必要なる地に置くことができることとしていたしております。支部は、各都道府県に置く予定であり、支部における事務の処理については、安全会の職員を置くほか、附則第九條の規定により、当分の間、都道府県の教育委員会から相当の協力を得ることができるとなっております。

運営審議会の委員は、二十人以内とし、安全会の業務の運営に關係を有する者、これは、学校の設置者側、保護者側及び学校側の代表を予定しております。及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することとし、安全会の業務の運営について、広く関係者及び学識経験者の意見を求めて、その運営の適正を期することとしたしておるのであります。

第二は、安全会の業務についてであります。

安全会の行なう業務のその一は、学校安全、学校における安全教育及び安全管理をいいますが、学校安全の普及充実に關することでありまして、これは、学校安全に關し、学校、教育委員会、文部省等に協力する意味であつて、主として学校安全に關する普及啓蒙事業を行なうものであります。

なお、学校安全の強化につきましては、文部省においてもさらに一そう力をいたすよう、附則第十条により文部省設置法の一部を改正し、体育局の所掌事務に学校安全に關する事務を明記することとした次第であります。

業務のその二は、義務教育諸学校、以下学校と略称しますが、義務教育諸学校の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾または死亡、以下災害といひます。につき、当該児童、生徒の保護者に対し、医療費、廃疾見舞金または死亡見舞金の支給、以下災害共済給付といひますが、を行なうこととあります。

次に災害共済給付は、学校の管理下における児童、生徒の災害につき、学校の設置者が保護者の同意を得て当該

児童または生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従ひ定款で定めるところにより行なうものとしております。

すなわち、災害共済給付の種類は、前述のように医療費、廃疾見舞金または死亡見舞金の三種類であります。それぞれの内容、程度等については、政令で基準を定め、安全会はその基準に従つて定款で定めるところにより給付を行なうのであります。

なお、この政令においては、社会保険に關する法令等の他の法令による療養その他の給付もしくは補償を受けられるとき、または損害賠償を受けたときは、それらの額の限度において、災害共済給付を行なわれないものとすることを規定いたすことになっております。

また、災害共済給付は、学校の設置者が保護者の同意を得て安全会との間に締結する契約によつて、行なわれるのであります。設置者についても、保護者に対しても、加入は任意となつております。しかし、この災害共済給付は、学校教育の円滑な実施に資するため、特殊法人たる安全会を設立して行なわせるものでありますから、より多くの学校の設置者がより多くの保護者の同意を得て加入することを期待いたしておるのであります。安全会としても所定の正当な理由がある場合を除いては、災害共済給付契約の締結を拒んではならないことになつております。

なお、学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定めることになつております。学校の管理下の範囲としては、教育課程

の実施中、学校の休憩時間中、授業開始前及び終了後における在校中でその在校につき校長が一般的に承認している場合、学校へ登校し及び学校から帰宅するための通常の経路中等を予定いたしております。

次に共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定める額とし、安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者が、共済掛金の額に当該契約にかかる児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対して支払わなければならないこととしたし、一方学校の設置者は、当該契約にかかる児童、生徒の保護者から、共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収することになつております。ただし、経済的理由によつて、共済掛金のうち保護者が納付すべき分を納付困難と認められた保護者からは、これを徴収しないことがで

きることにいたしております。

前述のように、学校の設置者が、安全会との間に締結する契約の当事者となり、また共済掛金の一部は必ず拠出して、共済掛金の全額を安全会に対して支払わなければならないこととしておりますのは、学校の管理下において発生した災害については、設置者の立場として、重大な關係と関心を有しておるといふ教育的配慮によるものであります。

次に災害共済給付にかかる給付金の支払いの請求及びその支払いの手續等は、政令で定めるところにより行なうものとしておりますが、支払いの請求及び支払いは、すべて学校の設置者を経由して行なうことになつて予定であります。

なお、安全会は、義務教育諸学校に關する災害共済給付の業務のほか、高等学校及び幼稚園の管理下における生徒及び幼児の災害についても、災害共済給付を行なうことができることにいたしております。この場合において、設置者は、共済掛金の額の全額を保護者から徴収することを原則として、これを除いて、他は義務教育諸学校に關する規定を準用することになつております。

以上が、安全会の行なう災害共済給付事業の概要であります。なお、第三十七条以下の規定により、安全会の行為によつて生じた場合において、給付を行なつたときは、その給付の額の限度において、当該災害にかかる児童、生徒または幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することとし、また給付を受ける権利の保護、公課の禁止等に関する規定を設けております。

また、第三十六条の規定により、この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとしております。

第三は、安全会に対する国の補助についてであります。

国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができるとし、なおまた、国は、公立の学校の設置者が要保護及び準要保護児童生徒にかかる保護者の共済掛金の納付分を徴収しない場合にその一部に充當するため、予算の範囲内において、政令で定めるところによ

り、安全会に対して補助することができるといたしております。

第四は、安全会に対する監督等のこととあります。

安全会は、第三十三条の規定により、文部大臣の監督を受けるのであります。その業務の公共性に基き、定款、業務方法書、収入支出の予算、事業計画、財務諸表等につきましては、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたのであります。

以上日本学校安全会法案につきまして、その内容の要点を御説明申し上げた次第であります。

○大平委員長 次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。白井莊一君。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村（政令で指定する市町村を除く。）立高等学校で、」の「のみ」を置くものを「置くもの」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際、現に当該指定された市町村(以下「指定市町村」という。)の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)を置くもの(以下「定時制高等学校」という。)の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項又は第五十八条第一項の規定に基き任命されている校長(定時制の課程のほか通常の課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。)又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「附則第二項に規定する定時制課程の校長等」という。)は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「定時制課程の校長等」という。)となつたものとす

る。

3 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事実に係る懲戒処分に関し、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 指定市町村の指定前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお、従前の例による。

5 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等(臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該指定の際における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

6 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定市町村は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定市町村の退職手当について、その者の当該指定の日前の附則第二

項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間(当該在職期間に接続する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けるべきものを含む。)を当該指定の日以後の当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(以下「都道府県職員」という。)又は恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としての当該指定の日前の在職期間を当該指定市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定市町村の退職年金条例の適用を受ける職員(以下「指定市町村職員」という。)としての当該指定の日以後の引き続き

在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定市町村職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

11 附則第二項に規定する政令の改廃により指定市町村が指定市町村でなくなつた場合において、定時制高等学校の定時制課程の校長等が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担職員となつたことに伴い必要な経過措置は、附則第二項から附則第九項までの規定及び前項の政令の規定に準じて、政令で定める。

12 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄

中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第二条の政令で指定する市町村以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。

理由

政令で指定する市町村の設置する定時制高等学校の職員の給料その他の給与は、当該市町村において負担することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○日井一君 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の提案趣旨を説明いたします。

この法案は、五大都市の定時制高等学校教育の沿革的並びに現実的の特殊事情を認め、それらに勤務する教員及び職員の給与の負担主体を府県より市町村に変更しようとするものでございます。

本案は、さきの第三十一回国会衆議院文教常任委員会をもつて提案者及び賛成者といましております法律案でございまして、五大都市定時制高等学校の教員及び職員の待遇改善に関する思いやりのある法案でございまして、可能な限りすみやかに賛成を見ることをお願いいたします。

以上をもちまして提案者を代表いたしましての提案理由の説明といたします。(拍手)

○大平委員長 次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。小牧次生君。

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第一条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
第三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 市(特別区を含む。以下この条において同じ。)町村(政令で指定する市町村を除く。)立幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与は、都道府県の負担とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第一条及び第二条」を「第一条から第三条まで」に改める。

第三十九条中「校長」の下に「並びに同法第三条に規定する幼稚園の園長」を加える。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現に市(特別区を含む。以下同じ。)町村(改正後の市町村立学校職員給与負担法第三条の政令によつてこの法律の施行の際指定された市町村を除く。以下附則第三項から第十項までにおいて「市町村」という)の設置する幼稚園の園長、教諭又は助教諭(以下「園長等」という。)である者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該幼稚園の園長等となるものとする。

3 この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等であつて、この法律の施行前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該幼稚園の園長等である者に係るこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお、従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 この法律の施行前に市町村の設置する幼稚園の園長等に對し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

5 この法律の施行後における市町村の設置する幼稚園の園長等(臨時

時の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十一条第一項及び第二項の定数が定められるまでの間は、この法律の施行の際における市町村の設置する幼稚園の園長等の数によるものとする。

6 この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等であつて、引き続き当該幼稚園の園長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、当該市町村の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、都道府県は、市町村の退職手当を受けない者の当該都道府県の退職手当について、その者のこの法律の施行の日前の当該市町村の設置する幼稚園の園長等としての在職期間(当該在職期間に接続する在職期間であつて当該市町村の退職手当を受けなければならないものを含む)をこの法律の施行の日以後の当該市町村の設置する幼稚園の園長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 都道府県は、この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等である者が、引き続き当該幼稚園の園長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、当該市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(以下「市町村職員」という。)としてのこの法律の施行の日前の在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金

及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該市町村の市町村職員となつた場合においては、当該市町村は、政令の定めるところにより、その者の当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員(以下「都道府県職員」という。)としてのこの法律の施行の日以後の引き続き在職期間を当該市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

9 市町村又は都道府県は、それぞれ、政令の定めるところにより、市町村職員又は都道府県職員としての在職期間が前二項の規定により都道府県又は市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会への事務引継及び市町村の設置する幼稚園の園長等が改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下単に「県費負担教職員」という。)となつたことに伴い必要な経過措置は、政令で定める。

11 この法律の施行後、附則第二項に規定する政令により指定されている市町村(以下「指定市町村」と

いう。)が同項に規定する政令の改廃により指定市町村でなくなつた場合又は改正後の市町村立学校職員給与負担法第三条の政令による市町村の指定があつた場合において、幼稚園の園長等が県費負担教職員となり、又は県費負担教職員でなくなつたことに伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)
12 地方交付税法(昭和二十五年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の地方団体の種類の欄の道府県に係る部分中「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

「4 その他の教育費人口」

て、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は二つの法律を改正するものでございまして、第一は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正するものであり、第二は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するものでございまして、

市町村立学校職員給与負担法の改正は、同法二条の次に一カ条を追加して、政令で財政力その他の事情を勘案して指定する市町村以外の市町村の設置する幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与を都道府県の負担にしようとするものでございまして、御承知のごとく、幼稚園教育は人格形成期といわれる三才から六才までの

一番重要な時期の教育でありまして、小学校の入学前の教育として重要な役割を果たすとともに大きな効果を上げておりまして、幼稚園教育の重要性が認識されるにつれて幼稚園の入園希望者は年々増加しているものでございまして、ところが公立幼稚園におきましては、施設の少ないため、希望者の三分の一しか収容されておらず、その競争率は二倍から二十倍の狭き門のところもあり、その結果公立幼稚園に収容されな

かった幼児の中で、経済的に恵まれた家庭の幼児は私立の幼稚園に入園できますが、大多数の幼児ははばばり出されてる現状であります。

また公立幼稚園では、幼児を最大限まで収容しているため、文部省令で定めた施設の暫定最低基準幼児一人当たり〇・九坪を確保していない幼稚園が総数の七三・八%に上り、設備についても設置基準以下のところが七三%もあり、このような不平常な中で教育が

行なわれているのであります。さらに国立の幼稚園の教員は小中学校の教員とひとしい給与を認められてるの

でありまして、市町村立の幼稚園の場合、市町村の財政規模の大小により同一県内の同一学歴者の幼稚園教員の相互間においても給与が異なり、また教育職員の免許の点では同様の資格を要求されているのに、義務教育諸学校の教員と比較いたしました場合、初任給において平均二倍低く、昇給も不完全であるため、その差は年数を経るに従いましてさらに大きくなり、人口二千五百人以内の町立幼稚園教育の給手は四千九百五十三円で、これを日給に換算すると約百六十五円にすぎない現状にあります。

そこで、本改正案は幼稚園教育が義務教育に準ずる重要な地位を占める点にかんがみ、幼稚園教育の振興をはかるために、公立幼稚園教員の給手などについて小中学校の教員と同じような措置を講じようとしたわけであります。そしてこれにより市町村立の幼稚園の設置を促し、父母負担を軽減しますとともに、教員給与の改善をはかり、さらにその任命権者を都道府県の教育委員会として、人事の交流を円滑にし、もってわが国の幼稚園教育の振興をはかりたいと存する次第でございまして、

次に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正であります。これはすでに申し上げましたように、政令で指定する市町村以外の市町村の幼稚園の教員の給与を都道府県の負担にいたしましたので、その任命権者も他の県費負担教職員と同様に都道府県の教育委員会にいたすためのものであります。

なお、本案改正に伴い公立幼稚園の教員の任命権が市町村教育委員会から都道府県教育委員会に移り、給与その他の勤務条件についても都道府県の条例の適用を受けることになりましたので、これに關して必要な経過措置は附則に必要な規定を設けております。

以上簡単でございしますが、提案理由を申し上げた次第でございまして、何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。(拍手)

○大平委員長 次に国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。辻原弘市君。

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理(第九条―第十八条)

第三章 補償の申請及び審査(第十九条―第二十条)

第四章 雑則(第二十一条―第二十八条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒

が当該義務教育諸学校の管理下に於いて受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行うことを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する国立及び公立の小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律で「災害」とは、負傷、疾病、廃疾及び死亡をいう。
(文部省の権限)
第三条 文部省は、この法律の実施に關し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。
二 この法律の実施に係る都道府県の教育委員会及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)の教育委員会の事務に關し、指揮監督し、調査し、必要な報告の提出を求め、及び調整を行うこと。
三 第二十条の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

四 その他この法律に定める権限及び責務
(実施機関)
第四条 文部省は国立の小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の

小学部若しくは中学部(以下単に「国立の義務教育諸学校」という。)の児童又は生徒の災害について、都道府県の教育委員会は国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害について、この法律の実施に關し、この法律並びにこの法律に基く政令及び文部省令の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 災害が義務教育諸学校の管理下における災害であるかどうかを認定すること。
二 補償金額を決定し、及びその支払をすること。
三 補装具を支給し、及び修理すること。

四 その他この法律に定める権限
2 前項第一号の認定の基準に關し必要な事項は、政令で定める。
(国の損害賠償責任の免責)
第五条 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その金額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第五十号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)
第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その金額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けた

ときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免かれる。

(補償を受ける権利)

第七条 義務教育諸学校の児童又は生徒(以下単に「児童又は生徒」という。)が、児童又は生徒でなくなつた後においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

3 この法律による補償を受けるべき者が、同一の事由につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)その他政令で定める法令に基いて療養の給付、療養費の支給その他この法律による補償に相当する給付を受けるべきときは、その価額の限度において、この法律による補償は、行われない。

第八条 児童若しくは生徒又はその保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。)の故意又は重大な過失によつて当該児童又は生徒が災害を受けたときは、国は、政令の定めるところにより、この法律による補償の全部又は一部を行わないことができる。

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理

(補償の種類)

第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 障害補償

三 遺族補償

四 葬祭補償

五 打切補償

(療養補償)

第十条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として、療養に要する費用を支給する。

第十一条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであるとして、文部大臣の定める基準により療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

(障害補償)

第十二条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたときに政令で定める程度の身体障害が存する場合においては、障害補償として、政令の定めるところにより、その障害の程度に応じた金額を支給する。

(遺族補償)

第十三条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、当該児童又は生徒の遺族に対して、遺族補償

として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の児童又は生徒の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 父母、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、児童又は生徒の死亡当時、当該児童又は生徒を扶養していた者
- 二 父母、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第一号又は第二号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行うものとする。

(葬祭補償)

第十四条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、その葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、政令で定める金額を支給する。

(打切補償)

第十五条 第十条の規定により補償を受ける児童又は生徒が、療養開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、政令

で定める金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、国は、その後におけるこの法律による補償を行わない。

(補償の分割)

第十六条 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十二条又は前条の規定による補償は、これらの規定にかかわらず、分割して支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、その残額を一時に支給しなければならぬ。

(補償金額の基準)

第十七条 第十二条、第十三条第一項、第十四条又は第十五条第一項の規定により支給する金額は、おおむね満十五歳の労働者の統計による賃金の額を基準として、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定を参しやくして、政令で定めるものとする。

(補装具の支給及び修理)

第十八条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の身体障害の状態にある場合においては、申請により、当該児童又は生徒に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給し、又はこれを修理することができ。

2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

て、補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

第三章 補償の申請及び審査

(補償の申請)

第十九条 この法律による補償を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、国立の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る国立の義務教育諸学校の校長及び当該義務教育諸学校を附置する国立大学の学長を経由して文部大臣に対し、国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る義務教育諸学校の校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に対し、補償の申請をしなければならない。

(審査)

第二十条 文部大臣又は都道府県の教育委員会が行う義務教育諸学校の管理下における災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 文部大臣は、前項の審査の請求があつたときは、すみやかにこれを審査して判定を行い、その結果を、文部大臣の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人に、都道府県の教育委員会の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人及び当該都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十一条 文部大臣又は都道府県教育委員会、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)による旅費を受けることができる。(立入検査等)

第二十二條 文部大臣又は都道府県教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、災害のあった場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。(時効)

第二十三條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)
第二十四條 この法律又はこの法律に基く文部省令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)
第二十五條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二十六條 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)
第二十七條 文部大臣、都道府県教育委員会又は補償を受けようとする者は、災害を受けた児童若しくは生徒又は当該補償を受けようとする者の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(省令への委任)
第二十八條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部省令で定める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)
2 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施を管理すること。

第十條の二に次の一号を加える。

七 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施に関すること。

(地方財政法の一部改正)
3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四に次の一号を加える。

十 公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に要する経費

(地方自治法の一部改正)
4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(三)を次のように改める。

(三) 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律(昭和三十四年法律第 号)の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に対して、国の行う補償の実施に関する事務を行うこと。

理 由
国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒が義務教育を受けるに際して災害を受けた場合には、国が補償する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約一億二千万円の見込である。

〇辻原弘市君 ただいま議題となりました国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

およそ国家隆昌の基盤を教育に置かなければならないことは言うまでもないところであり、なかんずく義務教育における約千七百万人の児童生徒のすこやかな成長こそは国民全体の念願でありまして、教育基本法及び児童憲章に明示されておりますように、常に留意せねばならないところであります。

さて義務教育に関しましては、憲法第二十六條第一項によれば、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定しており、さらにまた第二項においては、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定しておりまして、義務教育について特にその責務をうたつて重視しておるのであります。しかるに一昨年来児童生徒の災害がひんびんと報じられておりますのは、先刻御承知のところでありまして、特に紫雲丸事件や相模湖事件、三重の水難事故や学校給食の集団中毒等、記憶に新しいものが多くあつたのであります。楽しい修学旅行や遠足に不安を抱いていかなければならないことはまことに遺憾

なことで、義務教育の諸学校で起きた災害の処置が父母の負担のままに放置されていることは実に忍びないところであり、義務教育の趣旨からもまた絶対に見のがすことのできないものだと存する次第でございます。現在地方公共団体においては、自主的な補償策が共済組合的なものとして全国的に広まりつつあるのでございますが、このことは父兄並びに国民がいかに学校における災害に強い関心を持ち、特にその対策の万全をいねがっているかを端的に物語っているものだと思つております。従つて、このような現状におきまして、これをさらに一歩前進させ、児童生徒を災害から守るとともに、不幸にして災害を受けたならば、直ちに、迅速、かつ、公正な補償を国家によつて行なうことが焦眉の急務であると存する次第でございます。

この法律案は、かような事情のもとにおきまして、ぜひとも必要と考えられる災害補償を国に行なわせることを目的として立案いたしましたものでございまして、その内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、この法律は、義務教育諸学校の管理下の災害について、義務教育の特殊性に基づき、国はこれに対する補償を行なう責任を有するのであるという立場に立っているののでございます。この場合学校の管理下とは、義務教育諸学校の児童生徒が、当該学校の教育または監督もしくは保護を受けている場合を言うのでござい

ますが、具体的には政令に譲つております。

第二に、この法律による災害の補償の種類としては、療養補償、傷害補償、葬祭補償、遺族補償、打ち切り補

償、葬祭補償、遺族補償、打ち切り補

償を考えておりますが、補償は金銭による補償としております。補償金額は、療養補償については原則として完全に治癒するまでの費用を見ることができています。遺族補償につきましては、中学校を卒業して動機に入つた労働者が業務上死亡したとき、労働基準法で保障されている金額に準ずることといたしました。傷害補償等その他の補償につきましては、中学校を卒業して直ちに労働に従事したものが、労働基準法で補償される金額に準じて補償することにいたすように考えています。

第三には、最初に申し上げましたように、補償の実施は国家事務でありまして、文部大臣が最終責任者であります。公立の義務教育諸学校については、都道府県の教育委員会が委任を受けてその補償を実施するものとしておるのであります。

第四に、この法律による補償は、災害を受けた児童生徒が社会保障による給付を受けることができる場合には、その給付を受けるべき限度において補償を行なわないようにいたします。

第五に、補償を受ける手続について申し上げますと、公立の義務教育諸学校の管理下で児童または生徒が災害を受けたときは、本人またはその遺族が文部省令で定める補償申請書を学校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に提出をし、委員会は政令で定める基準に照らして、学校の管理下における災害であるかどうか判定を行ない、補償金額を決定し、補償をいたすのであります。これに不服の場合は、文部大臣に審査の請求を行なうことができることになっております。

ます。国立の場合もこれに準じております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○大平委員長 本日はこの程度とし、次会は来たる十一日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することにいたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時十五分散会